

日向ふるさと物産市出展（出店）規則

- (1) 火災防止、風雨の気象については常に細心の注意を払い、リース品等の保全に努めてください。
- (2) 火気を使用する出展者は、消火器を常備してください。
- (3) 電気を使用する場合は、原則主催者の用意する設備を使用してください。個別に発電機を持ち込む場合は必ず事前に申し出て許可を得てください。また、電気の使用量については申請の容量を厳守してください。
- (4) 焼き物、揚げ物を調理する場合は、養生をするなど必要な措置を取り、路上を汚さないように留意してください。また、テント内での炭火焼きなどによりテントを汚し、リース会社から賠償請求を受けた場合は、その費用を出展者に請求します。
- (5) 販売する品物については、必要に応じて品質・価格・店名等、表示してください。特に食品については食品衛生法をはじめとする法令の遵守を徹底してください。
- (6) 食品を販売する出展者は、食品の陳列・取り扱い及びその保管等に十分留意し、関係法令の遵守をお願いします。また、保健所や税務署への営業許可が必要な事業者は、事前に申請し、許可証を当日必ず持参してください。必要な許可を得ずに営業を行ったことが発覚した場合は、物産市開催中であっても営業を中止していただきます。
- (7) 物品等の搬入、搬出及び本イベントの時間帯は、特に通行者等の安全を第一とし、通行の妨げにならないように十分配慮し、関係者の指示には必ず従ってください。
- (8) 酒類販売（飲食・小売問わず）を行う場合、**30歳未満への身分証の提示**を必ず求め、20歳未満への販売が発覚した場合は、即座に出展許可を取り消します。
- (9) 物産市の場内にはエコステーションは設置いたしません。出展業者にはごみ箱（2箱）と必要に応じてごみ袋を配布いたします。ほかの店舗から排出されたごみであってもお引き受けいただき、配布したごみ箱も含めて各出展業者で持ち帰りください。
- (10) 出展業者は、ちりとり、ほうきを各自で用意し、常に会場の美化清掃に努めてください。また、終了時には必ず清掃し、各自でごみを持ち帰ってください。
- (11) テントでの出展者には1小間につき、テーブル2台とイス2脚を貸し出しますので、出展者が責任をもって引き取り、返却を行ってください。必ずテント内に設置してください。
- (12) 主催者及び警察の指示には必ず従ってください。
- (13) 音声ボリュームは、周囲の迷惑とならないようにしてください。
- (14) 各店舗に対する苦情等については、出展業者において誠意を持って対処してください。
- (15) 貸与した机・イスや、主催者が準備した物品等は絶対に持ち帰らないでください。
- (16) 事務局は、出展者が暴力団関係者を含む反社会勢力等であること、またそれらの団体や個人とつながりがあることが発覚した場合は、即座に当該出展者の出展許可を取り消すことができます。